



STEP 1

資料等調査

対象地がどう利用をされていたかを、
登記簿や航空写真などの資料から調べる地歴調査を行います。
場合によっては現地へ赴き周辺を視察したり、関係者へのヒアリングなどを行い、
汚染リスクの可能性や想定される有害物質を探ります。

土壤汚染調査を行えるのは指定調査機関のみ

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を行えるのは、環境大臣から指定を受けた者に限られています。この調査機関を指定調査機関と呼びます。2019年7月現在で718社が指定を受けており、この指定調査機関以外が行う調査は法に基づいた調査にはなりません。

**エコアティアは2018年3月に
指定調査機関として指定されています。**

[土壤汚染調査技術管理者の設置が必須]

指定調査機関には、技術上の管理をつかさどる者として土壤汚染調査技術管理者を置き、土壤汚染状況調査等に従事する他の者を監督させることが義務付けられています。

環境省が実施する技術管理者試験の合格が技術管理者になるための要件であり、資格取得には土壤汚染の調査に関する技術や対策、関係法令等の知識と3年以上の実務経験等が求められます。

[土壌汚染対策法の目的とは?]

国民の健康を保護すること

土壌汚染とは、様々な原因によって有害物質が土壌に浸透して、
土壌や地下水が汚染された状態をいいます。

その有害物質が飛散して直接口に入ったり、有害物質が溶け出した
地下水を飲用したり体内に取り込まれると、健康被害を生じるおそれがあります。

そこで、土壌汚染の状況を把握し、汚染による健康被害を
防止することを目的として、2003年に「土壌汚染対策法」が施行されました。

土壌汚染対策法の目的

[第1条]

この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及び
その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、
土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。



調査契機

土壌汚染対策法には、次の場合に調査義務が課せられています。調査義務が生じるものは、土壌汚染対策法に基づいて調査・対策を行います。

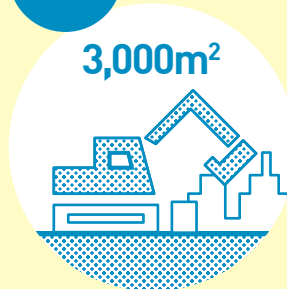
※原則、右記以外の目的で調査を実施しても法律の適用にはなりません
(自主調査扱い)

法第3条



有害物質を使用している
施設を廃止する時

法第4条



3,000m²以上*の土地の
形質変更を行う時

※現に有害物質使用特定施設が
設置されている土地では900m²以上

法第5条



都道府県知事より
調査命令が出された時